

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により、業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年4月18日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

(1) 業務の名称 鳥取県砂防関係まるっと DX システム構築検討業務委託

(2) 業務の目的

現在、砂防関係のシステムとして、「砂防関係情報管理システム」および「砂防インフラ維持管理システム」を運用しているが、既存システムを活用する中で課題が生じている。

そこで、本業務では、既存システムの調査や利用者へのヒアリング等を実施したうえで、これらの課題を解決するためのシステム再構築を含めた統合及び改良や機能追加について検討し、「砂防関係まるっと DX システム」構築における発注仕様書作成や将来構想の立案検討を行うものとする。

(3) 業務の内容

詳細は、鳥取県砂防関係まるっと DX システム構築検討業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）及び鳥取県砂防関係まるっと DX システム構築検討業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）による。

(4) 業務（実施）期間 契約締結日から令和8年3月19日まで

(5) 予算額 金26,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(6) 募集及び参加申込方法

公募型（参加資格要件を満たす者に広く企画提案を求める。）とする。この公募型プロポーザルに参加しようとする者は、令和7年5月2日（金）午後3時までに、様式1号「参加申込書」及び様式第2号「公募型プロポーザル参加資格確認書」を電子メール又はファクシミリにより6の(1)に提出すること。

(7) 公募型プロポーザルの参加資格の審査について

ア (6)により提出のあった書類を審査の上、公募型プロポーザルの参加資格の有無を確認し、その結果を令和7年5月23日（金）までに通知する。

イ アの審査により公募型プロポーザルの参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、参加資格がないとした理由について、令和7年5月26日（月）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ウ イにより説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和7年5月29日（木）までに書面により回答する。

(7) 実施要領等の交付

「実施要領」及びこの公募型プロポーザルに関する書類は、令和7年4月18日（金）から5月2日（金）までの間にインターネットの鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課のホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1388463.htm>) から入手するものとする。

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 法人格を有していること。

(3) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和 7 年 4 月 23 日（水）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより 6 の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに 6 の（2）の場所に必ず連絡すること。

- (4) 令和 4 年鳥取県告示第 513 号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）に基づく土木関係建設コンサルタントに係る一般競争入札参加資格を有している者であること。

| | | | |
|------------------|------------|--|---|
| 入札参加者の条件 会社要件 | 単独・共同企業体の別 | 単独又は共同企業体（構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。） | |
| | 構成員の区分 | 単独又は代表者 | 代表者以外 |
| | 本店所在地 | 次のいずれかに該当すること。 ① 県内業者（本店の所在地が県内にある者又は鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成 19 年鳥取県規則第 76 号）別表第 5 測量等業務の項の右欄に定める条件を具備している者をいう。以下同じ） ② 県外業者（県内業者以外の者をいう。以下同じ。）においては、県内に営業所等（鳥取県内に納税義務を有し、納期限が到来している直前の事業年度において法人県民税、法人事業税の未納税額のない営業所等に限る。）を有すること。 | 本店の所在地が県内にあること又は鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成 19 年鳥取県規則第 76 号）別表第 5 測量等業務の項の右欄に定める条件を具備していること。 |
| | 入札参加資格 | 「情報処理サービスのシステム等開発・改良」かつ「土木関係建設コンサルタント業務」 | 「情報処理サービスのシステム等開発・改良」または「土木関係建設コンサルタント業務」 |

- (5) 令和 7 年 4 月 18 日（金）から本件業務のプレゼンテーションの日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (6) 令和 7 年 4 月 18 日（金）から本件業務のプレゼンテーションの日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 審査会の設置

「鳥取県砂防関係まるっと DX システム構築検討業務委託プロポーザル審査要領」 1 による。

4 選定方法

「鳥取県砂防関係まるっと DX システム構築検討業務委託プロポーザル審査要領」 3 による。

5 最優秀提案者の選定方法

「鳥取県砂防関係まるっと DX システム構築検討業務委託プロポーザル審査要領」 5 による。

6 参加申し込みに関する書類の提出先及び問合せ先

(1) 提出先及びこの公募型プロポーザルに関する手続き及び本件業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課 企画調査担当 田村
電話 0857-26-7822 ファクシミリ 0857-26-8130
電子メール chisansabou@pref.tottori.lg.jp

(2) 物品役務の競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431

(3) 土木関係建設コンサルタントの競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県県土整備部県土総務課
電話 0857-26-7347、7454

7 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

本件業務に係る企画提案書等の提出を希望する者は、仕様書及び実施要領に基づき企画提案書等を作成し、持参又は郵便等の方法により提出すること。

なお、郵便等による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

※電子メールの場合は、上記書類一式をPDFファイルに変換し、DECO Driveにて提出すること。

(2) 提出場所

8の提出書類を6の(1)の場所に提出すること。

(3) 提出期間及び時間

令和7年4月18日（金）から令和7年5月30日（金）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとし、郵便等による場合は、令和7年5月30日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 企画提案書作成に係る内容及び方法等についての質問

質問の受付期間は令和7年5月2日（金）午後5時まで電子メールまたはファクシミリにて受け付ける。質問内容の回答状況は令和7年5月9日（金）までに逐次インターネットの鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課のホームページで公開する。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1388463.htm>

8 提出書類及び部数

(1) 企画提案書 7部

様式第3号及び実施要領による。

(2) 事業者概要 7部

様式第4号による。

(3) 見積書 7部 (押印は不要)

ア 様式は任意とする。

イ 1の(5)に示す予算額を超える金額が記載された見積書は無効とする。

※提出された書類は、原則として返却しない。また、提出者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。ただし、鳥取県に提出された書類は鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の規定により公文書の開示の対象になるため、公開に際し、提出者が不利益になる情報は記載しないこと。

9 プレゼンテーションの実施

(1) 日時 令和7年6月20日(金)又は令和7年6月23日(月) ※時間は別途通知する。

(2) 場所 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁(予定) ※場所は別途通知する

(3) 実施方法等

同日、別途通知する時刻までに受付をすること。

プレゼンテーションは一提案につき20分以内(厳守)とし、プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を15分間設ける。なお、参加申込者が多数(7者以上)の場合には、書類審査にて選抜された者のみプレゼンテーションを実施する。

10 企画提案書の提出期限・審査のスケジュール

| | |
|--------------|---------------------|
| 令和7年4月18日(金) | プロポーザル公募開始 |
| 5月2日(金) | 参加申込書提出期限 |
| 5月9日(金) | 質問期限 |
| 5月30日(金) | 企画提案書の提出期限 |
| 6月17日(火) | プレゼンテーション(審査会)の案内送付 |
| 6月20日(金) | プレゼンテーションの実施① |
| 6月23日(月) | プレゼンテーションの実施② |
| 6月27日(金) | 以降 審査結果の通知及び契約の締結 |

11 契約に関する事項

(1) 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(2) 契約保証金

契約の相手方(以下「受託者」という。)は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(3) 暴力団の排除

受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規

定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団もしくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

12 その他

（1）企画提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

（2）参加費用

この公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

（3）著作権の取扱い

鳥取県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。